

令和6年度安曇野市教育委員会 12月定例会会議録

日 時：令和6年12月18日（水）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 羽田野賢二、

教育委員 川北久美、教育委員 金子孝

事務局：教育部長 洞武志、学校教育課長 上條貴芳、学校給食課長 西澤弘修、

生涯学習課長 二木正、文化課長 三澤新弥、子ども家庭支援課長 山越寿彦、

こども園幼稚園課長 佐々木真貴、学校教育課教育指導室長 山口隆志、学校教育

課教育総務係長 高橋満、学校教育課教育指導員 板花利美

傍聴者：なし

◎開 会

教育部長 教育部長の洞です。

定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和6年12月定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長、ご挨拶をお願いいたします。

教育長 12月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

今年は3日後の12月21日が冬至です。そのためか日の入りの時刻が一段と早まっています。帰宅する頃は真っ暗な上に市庁舎の周辺はコートに身を包み、背を丸めて歩く人や自転車で通行する人が多い時間帯です。私自身、夕刻における視力や注意力の低下を自覚し、安全な運転を意識しているつもりではありますが、「あっ 歩行者だ」と気づいて、「はっ」とすることがあります。

今年も残すところ僅かとなりました。年末の交通安全運動実施中でもあり、気を緩めずに

生活し、明るい新年を迎えたいと思います。

では、本日もご審議よろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、議案第1号、報告第5号、同条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第2号、第6号、以上4件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご意見はありますか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案1件、報告事項3件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございました。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、議案第1号、報告第2号、第5号、第6号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第2号、第3号、報告第1号、第3号、第4号、第7号を公開とし、以後、会議を非公開として、残りの議案を扱います。

なお、議案第3号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

◎議案第2号

教育長 それでは、協議事項に入ります。

議案第2号について議題とします。

説明をお願いします。

教育部長 教育部全体に関わることにつきましては、私のほうからご説明させていただきますが、個別具体的な案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、議案第2号について、子ども家庭支援課長から説明をいたします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

金子委員 すみません、要綱のほうでもよろしいですか。要綱の改正後の2番の第5条の2の(3)についてですけれども、保護者の規定の中で、3番に当たる「児童が通う小学校通学区域内に居住している祖父母であって、75歳未満のもの」というふうな記述があるんですけれども、これに当たるのは具体的にどのような家庭を意図しているのかというのが、ちょっと説明がなかったので教えていただければと思います。

子ども家庭支援課長 現在、1,500人のお子さんをお預かりしているんですが、なかなか全てのお子さんを預かれる状況でないということで、要綱を定めさせていただいているんですが、(3)に当たるような場合については、例えば世帯分離をされていて同じ敷地内であって、おじいちゃん、おばあちゃんの土地が隣にある方、こういう方はできればご自宅というか、おじいちゃん、おばあちゃんのほうがいらっしゃるので見ていただきたいということでやっております。

また、例えば同じ敷地内でなくとも、いわゆる通学区内に居を構えている祖父母の方がいる場合についても同様にご自宅というか、祖父母に面倒を見ていただくという趣旨でこれを設けているところでございます。

金子委員 保護者が働いていたりいろいろする場合に、児童クラブのほうへということだと思うんですけれども、2番の同居する児童の祖父母であってという場合には、これは分かるんですけれども、保護者が祖父母になるということですよ。

子ども家庭支援課長 (2)ですか。

金子委員 (2)です。

子ども家庭支援課長 父母はいらっしゃった上で、同居の方ということになりますので、(2)

についても、同じおうちにおじいちゃん、おばあちゃんいる方は（２）に該当するという
こととなりますし、（３）については、住んでいるおうちは違っても、学区内におじいちゃん、
おばあちゃんがいる方についても、そういった扱いをさせていただくということで、定義し
ているものでございます。

要するに保護者に該当してくるので、そのお子さんについては、該当する方であれば保護
者とみなすということになってくると思います。

金子委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですかね。

他にございますでしょうか。

（発言する者なし）

教育長 それでは、議案第２号 安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正については、承認と
いうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 ありがとうございます。議案第２号は承認いただきました。

◎議案第３号

教育長 次に、議案第３号についてお願いいたします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

子ども家庭支援課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 それでは、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長 それでは、学校教育課の後援２件、子ども家庭支援課の後援１件は承認ということで
よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 ありがとうございます。議案第３号は承認いただきました。

◎報告第１号

教育長 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等に基づき私が決裁を行った事務のうち、報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要があるものについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定等によりご報告させていただくものです。

最初に、報告第1号について説明をお願いします。

教育部長 「安曇野市議会令和6年9月定例会における一般質問等について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第1号 安曇野市議会令和6年9月定例会における一般質問等については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は了承いただきました。

◎報告第3号

教育長 次に、報告第3号について説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、ただいまの学校教育課1件、子ども家庭支援課1件の後援については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は了承いただきました。

◎報告第4号

教育長 次に、報告第4号について説明をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

学校給食課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

こども園幼稚園課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませんでしょうか。

それでは、報告第4号 各課の報告については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は了承いただきました。

◎報告第7号

教育長 次に、報告第7号について説明をお願いします。

学校給食課長 「安曇野市学校給食センター運営委員会の会議報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

遠藤委員 103ページの本日配付された資料の3番の(1)で、委員数を減らすということで、これについてはいいですが、お聞きしたいのは状況が改善するまでの間というふうになっていきますけれども、状況が改善するというのは具体的にはどういうふうになれば改善されたというふうにみなすお考えなのかということが1点。

それと、4人を2人にしてやってみて、2人でそのまま行けるようだったら、2人でもいいような気がするんですけども、減らすということはPTAの代表委員は4人という条例とか何か決まりがあつてのことなのか、この2点をお伺いしたいと思います。

教育長 西澤課長。

学校給食課長 まず、1点目でございます。

どういう状況が改善をしたかというところの判断でございますが、現状の中で4人の委員の方を選出するのかなり大変な状況が発生しているということでございます。ただ、これをしっかり規則の中で2名という形で決定づけてしまいますと、今後もうその2名については、2人でいいんだということが大前提の中で決まってしまうので、現行PTAの加

入率につきましては、大変低くなっているところもおありになるということでございますので、今後のPTA連合との話合いの中で、状況が改善するというのが4人の選定がこういう形であればできますよという方向が見えるようであれば、また4人に戻すことを考えたいと思っておりますが、現行の中では、中で回されていくというお話もちよっとお伺いをしていく中で、回された学校、委員さんの中でもなかなかないというか、受けられないというようなお声も聞かれているという状況をお伺いしておりますので、このようにしたいと考えております。

また、意見をたくさん頂戴するということにつきましては、現行が委員会を開きまして意見をいただくような形を取るんですけれども、この会の中でも、委員さんの中、現に三郷は特に困っているけれども、もっと違った形で意見の集約もしてみてもどうかということでご意見をいただいております、例えばスマートフォンという部分もあるんですけれども、皆さんにアンケート形式でスマートフォンから意見を集約するとか、そういった方法を今後は集約の形として取り入れていくことで、2人になったとしてもそこで意見が取り込めるように進めていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

遠藤委員 状況の改善の具体的なこととか、委員の数とかというのも今後の状況を見て、委員会の中でまた検討していくということ、分かりました。ありがとうございました。

教育部長 今の補足で1点なんですけれども、規則の改正ということでお手元には規則はなかったのか、案はお示ししていないんですが、今、遠藤委員さんのほうからお話ありましたように、4人ということで今まで4名ということで規則のほうなっていて、今回の改正の中では4名以内ということで規則の改正をさせていただきます。

その減員をする中で、当面、今、お話しした状況を見ながらということで考えておりますので、補足をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長 他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第7号 安曇野市学校給食センター運営委員会の会議報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。報告第7号は了承をいただきました。

それでは、ここで換気等のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

以降の議題につきましては、非公開といたします。

(以後、非公開)

◎議案第1号 「轟家（質屋）主屋」の市指定文化財申請にかかる文化財保護審議会への
諮問について

◎報告第2号 令和6年度学力向上推進委員会報告について

◎報告第5号 児童生徒の指定校変更等について

◎報告第6号 教育長報告

(以下、公開)

◎その他

教育長 では、その他の事項に移ります。

(2) その他

教育長 他にありますでしょうか。

教育長 それでは、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和6年12月定例会を閉会とさせていただきます。